

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

28期(1974/昭和49年)

## ゆとりが欲しい研修所教育



会員 大熊 政一 (28期)

私は司法研修所28期だから、修習期間は1974年4月から1976年3月までの2年間である。司法反動の嵐が吹き荒れた直後の時期で、決して牧歌的な時代だったわけではないが、そもそも修習期間が今の2倍もあり、しかも給費制だったわけだから、今日の修習生と比べるとはるかにゆとりがあったと思う。

当時司法研修所は湯島にあり、私は世田谷区内より小田急線から代々木上原で千代田線に乗り換えて通っていたため、自宅から通うのに随分楽をさせてもらった。

何しろ2年間の修習であるから、刑裁、民裁、検察、弁護の実務修習もそれなりの期間があったし、実務修習をはさんだ前期修習と後期修習もそれぞれ充実していたように思う。前期修習や後期修習では、通常の科目以外に外部講師を招いての講演などが時々行われ、いちいち名前は挙げないが、既に故人となっている著名な権派弁護士や公害事件や税務訴訟などそれぞれの分野の専門家として名を馳せていた弁護士による講演を聞いて、非常に啓発された記憶がある。実務修習ではそれぞれの期間が長く、特に弁護修習では裁判所や検察庁と違って、配属事務所によっては期間の割には内容が充実しない面もあったかも知れないが、とにかく一つの事務所にて一定期間滞在させてもらい、実務経験だけでなく、顧客との付き合い方、余暇の過ごし方など様々なことを学ばせてもらう機会となった。今でも修習期間は非常に短いながら、大勢の弁護士が所属する集団事務所などに配属された場合には、随分充実した弁護実務修習になる場合もあると思われるが、当

時はやはり期間が長い分だけ一般的に充実した実務修習となっていたと思う。私自身は今私が所属しているような集団事務所ではなく、個人事務所に配属となったが、ここでの弁護修習で様々な経験をすることができた。何十件も抱えている事件の依頼者から電話があると、たちどころにそれぞれの事件の中身を記憶からよみがえらせ、間髪を入れず事件の細かな点について会話を始める先生の能力に驚嘆し、自分も果たしてこのようにできるようになるのかと不安に思ったこと、事務局長に連れられて、遠出をして執行の現場に立ち会わせてもらったこと、それなりに複雑な事案について調停申立書の起案をまかせられ、当時はワープロもパソコンも無かったため、手書きで原稿を書いたが、恐ろしく悪筆だったため、初稿のままではなく下手な字ながら私なりに清書して先生に見てもらったところ、当然加筆訂正を受けるものと思っていたのに全く修正もなく、そのままコピーしたものが裁判所に提出されて冷や汗をかいたことなど、驚いたり、楽しかったり、恥ずかしかったりの印象が残っている。いずれにしても弁護士生活の一端を垣間見させてもらった思いがある。

今の修習期間はわずかに1年で、実務修習もそれぞれ非常に短い期間しかない。また前期・後期の修習期間も短く、通常の教科以外の講演等のカリキュラムも皆無ではないものの、我々の時代ほどの余裕がないため、必ずしも十分ではないと推測される。しかし直接実務に役に立たなくとも、学ぶべきことはあり、すぐれた法曹としての資質を涵養するためには、そのような一見無駄とも思われる教育が必要ではないかと思う。